

## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

### 教育委員会

[令和8年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県教育振興に関する大綱 ～愛顔あふれる『教育立県えひめ』の実現～【第3期】 [地方教育行政の組織及び運営に関する法律]	R5.3 [R5～R8年度（4年間）] [4年毎に見直し] 〈当初H27.5〉	○教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針をまとめたもの。  [めざす方向性] Ⅰ 子どもたちのために Ⅱ 教職員のために Ⅲ 地域とともに  [振興方針] 1 未来を切り拓くたくましい子どもたちの育成 2 夢の実現に資する魅力あふれる学校づくり 3 一人ひとりを見つめる特別支援教育の充実 4 全ての子どもたちの自信を育み、安心して学べる環境の整備 5 教職員の働きがいのある魅力的な職場づくり 6 社会総がかりで取り組む教育の推進 7 スポーツ・文化の振興と生涯学習の推進	×	教育総務課 企画情報グループ (内線2997)
	<a href="https://ehime-c.esnet.ed.jp/soumu/sougoukyouikukaigi/08taikou.pdf">https://ehime-c.esnet.ed.jp/soumu/sougoukyouikukaigi/08taikou.pdf</a>			
愛媛県教育基本方針・重点施策 [地方教育行政の組織及び運営に関する法律]	R8.3 [R8年度（毎年度見直し）]	○「愛顔あふれる『教育立県えひめ』の実現」を目指し、愛媛県教育振興に関する大綱に掲げる振興方針を踏まえながら、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針並びに重点施策をまとめたもの。	×	教育総務課 企画情報グループ (内線2997)
	<a href="https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/soumu/kikaku">https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/soumu/kikaku</a>			
愛媛県 学校における働き方改革推進方針（第3期改正）	R7.3 [R7～R9年度（3年間）] [R8.3改定] 〈当初：R1.11〉	○県立学校における働き方改革を推進するため、県教育委員会の取組の方向性について、その目標や取組の基本的な方針をまとめたもの。 [取組の柱] 1 業務負担軽減のためのICTの活用や業務などの見直し等 2 教員や専門スタッフの配置等によるチーム学校の推進 3 部活動の負担軽減 4 勤務時間の適正化と教職員の意識改革 5 市町教育委員会・学校との連携 6 保護者・地域との連携  [目標] ・令和11年度までに、教師の1箇月時間外勤務を平均30時間程度に削減する。 ・時間外勤務の上限である月45時間以内の教師を着実に増加させつつ、時間外勤務が月80時間を超える教師をゼロにする。 ・教職員の働きがい（ワーク・エンゲイジメント）をコロナ禍前（令和元年度）以上の数値にする。	○	教育総務課 企画情報グループ (内線2997)
	<a href="https://ehime-c.esnet.ed.jp/kaikaku/kaikaku_top.htm">https://ehime-c.esnet.ed.jp/kaikaku/kaikaku_top.htm</a>			
愛媛県教育委員会学校における働き方改革推進計画	R8.3 [R8年度（毎年度見直し）]	○推進方針に定める基本的な方針（6つの取組の柱）ごとに、毎年、重点的に取り組む内容をまとめたもの。	×	教育総務課 企画情報グループ (内線2997)
	<a href="https://ehime-c.esnet.ed.jp/kaikaku/kaikaku_top.htm">https://ehime-c.esnet.ed.jp/kaikaku/kaikaku_top.htm</a>			
愛媛県県立学校施設整備の基本方針	R3.1 [適宜見直し]	○目的 愛媛県教育委員会が所管する学校施設について、中長期的な視点による財政負担の軽減及び平準化を視野に、適切な維持管理による建物及び設備の機能維持等を図り、安全・安心な教育環境の確保や学習環境の質的向上をはじめとした学校施設に求められる機能・性能等の実現を目的とする。 ○基本方針 ・事後保全型の改修対応から予防保全型へ転換 ・長寿命化対策を施し、使用年数を80年超まで延長 ・整備サイクルの構築	×	教育総務課施設 厚生室 施設グループ (内線5520)
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/page/94684.html">https://www.pref.ehime.jp/page/94684.html</a>			

## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

教育委員会

[令和8年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県子ども読書活動推進計画 【第5次】 [子どもの読書活動の推進に関する法律]	H16.3 [R6～R10年度（5年間）] [H21.3改訂] [H26.3改訂] [H31.3改訂] [R6.3改訂]	○子どもの読書活動を推進するため、社会全体でその重要性を認識するとともに、家庭、地域、学校などにおける推進方策をまとめたもの。	○	社会教育課 教育推進係 (内線2931)
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/page/65769.html">https://www.pref.ehime.jp/page/65769.html</a>			
愛媛県文化財保存活用大綱 〔文化財保護法〕	R3.2	○本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤とすることを目的に策定したものの。  〔基本理念〕 支え合い 地域に活かす 文化財 ～知って、まもって、活かしてつなぐ 愛媛の魅力～	×	文化財保護課 文化財保護グループ (内線2976)
	<a href="https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/1266">https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/1266</a>			
第3期愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画	R7.3 [R7～R9年度（3年間）] [R8.3改訂]	○趣旨 県内の子どもたちの健康・体力に係る厳しい現状を共有した上で、学校や保護者、地域が丸となり、「チームえひめ」として総力を挙げて知・徳・体のバランスがとれた学びを提供し、子どもたちが生涯にわたり心身の健康を保持増進しながら、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、策定したものの。 ○ 目標 E(いい)授業・E(いい)環境でえひめの愛顔(えがお)づくり～E(いい)予感、えひめの体育・保健体育～ ○ 成果指標 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、次のように回答をする児童・生徒の割合が全国平均以上 ◆「運動やスポーツは好き・やや好き」 ◆「体育・保健体育の授業は楽しい・やや楽しい」 ◆「体育・保健体育の授業でできたり、わかったりする」 ◆「運動やスポーツへの様々な関わり方について、興味や関心がある・ややある」 ◆「毎日朝食を食べる」 ○内容 ①“結果として”体力向上につながるますます本気の授業づくり ②“学校ぐるみ”の体育的活動・健康教育の推進 ③“地域ぐるみ”の体育的活動・健康教育の推進	○	保健体育課 教育指導グループ (内線2981)
	<a href="https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/728">https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/728</a>			
愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針	R5.9	○趣旨 少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しく、将来にわたり生徒が豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、学校と地域との連携・協働により、速やかに活動改革に取り組むことを目指し、策定したものの。 【主な内容】 ・週2日以上の休養日を設定、活動時間は平日2時間、休日3時間程度 ・新たに地域クラブ活動を行う環境をできるところから整備 ・将来的には「教員の身分としての部活動指導時間0とする」 ・新たなスポーツ・文化芸術活動環境整備の進め方や検討体制等を提示 ・地域クラブが参加できるよう大会等の運営を見直し	×	保健体育課 部活動改革推進グループ (内線2944)

## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

教育委員会

[令和8年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
<b>公立中学校の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する愛媛県推進計画</b> [部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月文部科学省)]	R5.9 [R8.2 改定]	○趣旨 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、“オールえひめ”の体制を構築し、市町単独では対応が困難な課題解決も図りつつ、人口減少社会に応じた部活動改革を加速させ、公立中学校における地域展開の実現を目指し、改定したもの。 【主なポイント】 1 目標 ・改革実行期間<前期>(R8~10) R10年度末までに全ての学校部活動で休日の地域展開を実現 ・改革実行期間<後期>(R11~13) 平日も含め地域クラブ活動の拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進 2 スローガン 「やりたい!」を、あきらめない。 ~オールえひめで挑む子どもの愛顔と成長の居場所づくり~ 3 県の主な取組 ①指導者確保支援 ・県広域連携システムの構築 ・指導者資格取得の支援 ②体制構築支援 ・えひめ地域クラブの設立・運営 ・中高連携支援 ・プロスポーツ等との連携 ・地域クラブ活動の認定制度の整備支援	×	保健体育課 部活動改革推進グループ (内線2944)
<a href="https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/2307">https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/2307</a>				
<b>第5期愛媛県学力向上推進計画</b>	R8.3 [R8~R13年度 (6年間)]	○趣旨 子供たちの学力のより一層の向上に向け、全ての教員がそれぞれの強みを発揮するとともに、子供の学びに関わる全ての者(県・市町・学校・家庭・地域・大学)が一体となって「オール愛媛」で取り組んでいくことを目指し、策定したもの。 ○目標 学校教育の質の保証・向上 ~「知りたい」を「分かった」「できた」につなぐ子供の育成~ ○成果指標 全国学力・学習状況調査において、次の指標を達成する。 ・各教科のIRTスコアが全国平均以上かつ前年度以上 ・次の項目の肯定率が、全て全国平均以上 「各教科の授業の内容がよく分かる」 「分かった点やよく分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」 「授業で学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動をしている」 「課題解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいる」 ○内容 子供たちの「知りたい」を育み、心の底から「分かった」「できた」という喜びを生むための授業づくりに視点を当て、子供たちに確かな学力を着実に身に付けさせる。そして、長年にわたって蓄積してきた愛媛教育のよき伝統を継承し、新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指した教育を推進する。 (1)「愛媛が目指す授業」づくりの推進 子供たちが問いを発する授業、解決に向けて学び合う授業、思いや考えを確かめ深める授業の創造を目指す。 (2)PDCAサイクルの強化 教育データの詳細な分析とその結果に基づく継続的な指導改善を目指す。 (3)学習指導要領改訂及び課題への対応 全ての教員がそれぞれの強みを発揮しながら、子供たちの確かな学力の向上を目指す。	○	義務教育課 教育指導グループ (内線2943)
<a href="https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/2544">https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/2544</a>				

## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

教育委員会

[令和8年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県立学校振興計画	R5.3 [R5～14年度 (10年間)]	○趣旨 少子化に伴う生徒数の減少、情報化、グローバル化の進展などにより、県立高等学校及び県立中等教育学校を取り巻く環境が大きく変化する中、「生徒にとってよりよい教育環境の実現」を第一義に、県立高校等が、社会を支える人材の育成拠点としての役割を果たせるよう、令和2年度から計画の策定に着手し、令和5年3月に決定・公表したもの。	×	高校教育課 魅力化推進グループ (内線2954)
	<a href="https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/koukou/miryoku/keikaku#frame-644">https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/koukou/miryoku/keikaku#frame-644</a>			
愛媛県人権・同和教育基本方針 [人権教育及び人権啓発の推進に関する法律]	H25.6	愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図り、これまでの同和教育の成果や視点を継承し、県民の人権意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指すもの。 1 推進体制の確立 2 学校教育の充実 3 社会教育の充実 4 指導者の養成と活用 5 人権教育協議会の育成と支援	×	人権教育課 社会啓発係 (内線2961)
	<a href="https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/1431">https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/1431</a>			
愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針 [いじめ防止対策推進法]	H26.3 [H29.8改定]	いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、社会総がかりでいじめ問題に対峙することを目的とするもの。 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向 2 いじめの防止等のための対策の内容 3 その他いじめの防止等のための対策	×	人権教育課 教育指導グループ (内線2962)
	<a href="https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/jinken/ijime_document">https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/jinken/ijime_document</a>			